

韓国 技術・工業および知的財産権供与に関わる制度「定義・存続期間・出願料」

| | 特 許 | 実用新案 | デザイン権 | 商 標 | 著作権 |
|-----------------|-------------------------------------|------------------------------|--|---|--|
| 定義 | 自然法則を利用した技術的思想の創作として高度なもの（大発明） | 自然法則を利用した技術的思想の創作（小発明） | 物品の形状、模様、色彩またはこれらを結合したもので視覚を通じて美感を起こさせるもの | 他人の商品と識別できるようにすべく、使用する記号、文字、図形、立体的形状、またはこれらを結合したものおよびこれらに色彩を結合したもの | 文学、学術または芸術的創作物・アイデアの表現 |
| 存続期間 | 特許出願日後 20 年間存続 | 実用新案出願日後 10 年間存続 | 登録日から 20 年間存続 | 登録日から 10 年更新登録すれば半永久的に可 | 著作財産権は生存期間および死亡後 70 年間存続 [現行規定] |
| 出願料 (電子出願基準) | 4 万 6,000 ウォン（外国語出願書：7 万 3,000 ウォン） | 2 万ウォン（外国語出願書：3 万 2,000 ウォン） | 審査：9 万 4,000 ウォン（添付書類のうち、特許庁から提供していないソフトウェアで図面を作成し提出した場合：9 万 9,000 ウォン） 一部審査：4 万 5,000 ウォン（添付書類のうち、図面を特許庁で提供していないソフトウェアで作成し提出した場合：5 万ウォン） | 5 万 2,000 ウォン＋指定商品加算金（特許庁長が定めて告示する商品類に属する商品の名称のみで指定する場合：4 万 6,000 ウォン＋ 指定商品加算金） | 5 万ウォン（プログラムの場合） 2 万ウォン（プログラム以外の場合） |
| 出願料 (書面出願基準) | 6 万 6,000 ウォン（外国語出願書：9 万 3,000 ウォン） | 3 万ウォン（外国語出願書：4 万 2,000 ウォン） | 審査：10 万 4,000 ウォン 一部審査：5 万 5,000 ウォン | 6 万 2,000 ウォン＋ 指定商品加算金（特許庁長が定めて告示する商品類に | 6 万ウォン(プログラムの場合)。3 万ウォン(プログラム以外の場合) |

| | | | | | |
|-------------|--------|--------|--|--|--|
| | | | | 属する商品の名称のみで 指定する場合：5万 6,000ウォン+指定商品 加算金) | |
| 存続期間延長登録出願料 | 30万ウォン | 15万ウォン | | 商標権の存続期間満了前 の1年以内に存続期間更 新登録を申請する場合： 1商品類区分につき30万 ウォン+指定商品加算 金。 商標権の存続期間終了後 6ヶ月以内に存続期間更 新登録を申請する場合： 1商品類区分につき33万 ウォン+指定商品加算 金。 | |

*出願料のうち特許・実用新案を電子出願で行う場合には加算料を廃止し、基本料だけを賦課し、書面出願の場合は加算料を賦課(明細書・図面・要約書合計が20面を超過する場合、1面ごとに1,000ウォン加算)

*出願料のうち商標は、1商品類区分の指定商品が10個を超過する場合には、その超過する指定商品ごとに2,000ウォンを加算した金額とする。

*出願料のうち、著作権は3,600ウォンの登録免許税が加算される。

*出願費用のうち、著作権の場合は申請物10件超過時、1件当たり1万ウォンの加算料を賦課

*特許権存続期間延長登録出願料：每件30万ウォン